

令和 8 年

監督処分庁： 静岡県

## 1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	丸友開発株式会社	代表者氏名	大石 安孝
主たる営業所の所在地	静岡県浜松市中央区若林町285		
許可番号	静岡県知事許可 (般特-7)第22387号	許可を受けている 建設業の種類	般一 管
			特一 土、建、大、左、と、鋼、筋、舗、 しゅ、塗、防、内、園、水、解

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和8年2月17日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項の規定に基づく指示</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 工事現場ごとに専任で置かなければならない主任技術者等を他の工事現場に置いている建設業法第26条第3項違反を直ちに是正する措置を講ずること。</li><li>2 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</li><li>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。</li></ol></li><li>2 上記について講じた措置(上記に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。)を令和8年3月14日(水)までに文書により報告すること。</li></ol>		
処分の原因となった事実	建設業法違反(監理技術者等の専任義務違反)		
その他参考となる事項	丸友開発株式会社は、静岡県磐田市内の民間発注工事ほか15件の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、その現場に専任の主任技術者等でなければならない者を他の現場の主任技術者等として兼務させていた。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するものと認められる。		